

文 教 委 員 会 会 議 記 録

文教委員会副委員長 高橋 こうすけ

1 日時

令和6年10月24日（木）

午後1時32分～午後2時29分

（休憩 午後2時18分～午後2時28分）

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

上原康樹委員長、高橋こうすけ副委員長、関根敏伸委員、小西和子委員、
岩崎友一委員、川村伸浩委員、飯澤匡委員、斉藤信委員、小林正信委員

4 欠席委員

工藤大輔委員

5 事務局職員

堀合担当書記、佐々木担当書記、久保併任書記、高橋併任書記

6 説明のために出席した者

佐藤教育長、菊池教育局長兼首席サービス管理監、坂本教育次長兼学校教育室長、
武蔵教育企画室長、古川教育企画室予算財務課長、
佐々木教育企画室学校施設課長、西川学校教育室高校改革課長

7 一般傍聴者

2人

8 会議に付した事件

教育委員会関係審査

（議案）

議案第17号 岩手県立盛岡地区統合新設校体育館新築（建築）工事の請負契約の締結
に関し議決を求めることについて

9 議事の内容

○上原康樹委員長 ただいまから文教委員会を開会いたします。

なお、工藤大輔委員は、所用のため欠席とのことでありますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。

本日は、お手元に配付いたしております日程により、10月8日の審査の際に本日改めて
行うこととした教育委員会関係の議案の審査を行います。

この際、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

○佐藤教育長 冒頭にお時間をいただき、私から発言をさせていただきます。

去る10月8日の文教委員会におきまして、本議案について十分な説明に至らず、議案の審査及び委員会の円滑な運営に支障を及ぼしました。委員の皆様にご多大なる御迷惑をおかけし、誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。本日改めて御審議いただく機会を賜りましたことについて、深く感謝申し上げます。議会を初め県民への説明を尽くし、学びの基盤づくりに向けてしっかりと取り組んでまいりますので、一層の御指導を賜りますようお願い申し上げます。

○上原康樹委員長 次に、議案第17号岩手県立盛岡地区統合新設校体育館新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から改めて提案理由の説明を求めます。

○武蔵教育企画室長 議案第17号岩手県立盛岡地区統合新設校体育館新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

前回の委員会での審議を踏まえて、説明資料をお手元に配付しておりますので、資料に沿って御説明させていただきます。

資料1ページをごらん願います。1の工事の概要についてであります。前回の委員会で説明している部分もありますので、詳細は割愛いたしますが、(2)の工事場所については、別添でお配りしております図面の1ページのイメージ図をごらん願います。左上の鳥瞰図に示しているグラウンドの右側の赤線で囲んだ部分が今回の体育館建設場所です。右上の図の中央に、今回建設する体育館のイメージ図を示しております。その下の図は、南東方向から見た体育館の完成イメージです。

資料の1ページにお戻り願います。3の主な設備内容ですが、1階にはアリーナ、トレーニング室、ボクシング場、ボルダリングスペース、多目的スペースを整備するものです。アリーナは、ハンドボールコート公式サイズ1面が取れる大きさとなっており、県立学校では初めてエアコンを整備いたします。2階には研修室2室、管理事務室、更衣室、倉庫を整備し、各階にトイレ及びバリアフリートイレを整備いたします。

(6)の予算は、現在の見込みであります。総事業費が委託料と合わせて約25億円、高校の体育館であるため、文部科学省の交付金等は活用できないことから、財源として県債が約14億5,000万円、矢巾町からの負担金が5億7,000万円程度、一般財源は約4億6,000万円を見込んでおります。なお、工事請負費は、今回の契約議案17億1,363万5,000円に電気設備及び機械設備工事費を合わせた金額となっております。

資料2ページをごらん願います。前回の委員会におきまして、まずは共創の考え方等についての説明が必要との御指摘をいただきました。説明に至らず、大変申し訳ございませんでした。

2の共創についてであります。文部科学省では新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方及び推進方策について、有識者会議において議論を進め、新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方についてとして、調査研究協力者会議の報告書として取りまとめ

ています。報告書において、五つの姿の方向性が示されており、赤の囲みの部分が共創の方向性でございますが、地域の人たちと連携、協働していく活動、交流拠点として共創空間を創出すること、地域の実情等に応じた他の公共施設等との複合化、共用化等が重要であるとされております。こうした国の考え方も踏まえながら、矢巾町との協議を進めてまいりました。

資料3ページをごらん願います。3のこれまでの経緯及び矢巾町との確認事項等についてですが、(1)のとおり、県と矢巾町双方が課題を抱えており、県の課題として統合新設校の設置により1学年8学級の大規模校となること、また8学級のうちスポーツ科学学系が2学級となることや、運動部が盛んであることなどから、現在の県立不来方高等学校の第1、第2の2つの体育館では統合校の体育の授業や部活動利用で体育施設が不足すること、また両校ともハンドボールの強豪校ですが、不来方高校の第1、第2体育館ともハンドボールコートの公式サイズを確保できていないことが課題にありました。

矢巾町の課題といたしまして、スポーツによるまちづくりを目指す矢巾町においては、町内の三つの体育施設は特に平日の夜間や土、日、祝日の稼働率が高く、町民のニーズに応えられていないこと、小中学校等のハンドボールが盛んですが、三つの体育施設ともハンドボールコートの公式サイズが確保できていないことが課題でありました。また、不来方高校に隣接する場所に未活用の町所有地が存在しておりました。

(2)ですが、県と町が協働で体育館を整備することにより、それぞれの課題が解決されることから、県と矢巾町の共創という基本理念のもと、新たに体育館を整備することとしたものです。体育館整備に当たり、検討委員会では施設の規模や内容、学校及び矢巾町の施設利用時間帯を検討。

4ページをおめくりいただきまして、ワーキングではトレーニング室等の利用時間帯の詳細、学校と地域との連携、協働による施設の活用方法の検討を進め、施設の活用の構想といたしましては地域住民等の健康増進活動や公開講座の開催などの利用、小中学校とのハンドボールの合同練習会の開催などを構想として挙げています。また、住民説明会の開催により、住民の皆様の御意見も取り入れながら設計を進めてまいりました。

5ページをお開きください。3の整備場所についてですが、元は遊水地であります、現在は湿地等ではなく、設計において地盤調査を実施し、体育館建設に支障はなく、地盤改良工事も必要ないという結果が出ております。参考として、地盤調査の結果を記しております。詳細の説明は割愛させていただきますが、良質な地盤と言える結果となっております。

(4)のスペースごとの利用内容についてであります、学校地域開放で記載のとおり利用を見込んでおります。

6ページをお開き願います。(5)の利用時間帯についてですが、こちらの内容については協定書に盛り込む予定です。矢巾町との協議により、学校利用を優先することとし、それぞれのスペースについて以下の利用時間を予定しております。なお、考査期間中など学

校が利用しない日がある場合は地域開放し、施設が有効に活用されるよう、学校と町の連携を密にしていきたいと思います。

アのアリーナの基本的な利用時間の考え方です。これまでの検討によりまして、平日、土曜日、日曜及び祝日の利用時間を整理しております。米印にあるとおり、土曜日などに学校が出場する大会などが開催される場合は大会利用を優先。大会が近く、学校が利用したい場合などは、町と調整の上、学校の利用を優先することとしています。

イのトレーニング室、ボクシング場、ボルダリングスペースの利用時間は、こちらのスペースは学校が部活動で利用し、それ以外の時間帯は地域に開放する予定としております。

ウの研修室であります。こちらは学校の利用を優先し、学校が利用しない時間帯は地域開放する予定です。

7ページをお開きください。(6)、費用負担の考え方ではありますが、アの費用負担割合は協定書に盛り込む予定です。先ほど御説明いたしました体育館のメイン施設であるアリーナの学校と地域開放の利用時間の割合によりまして費用負担割合を決めることとし、その利用時間の割合から県が2、矢巾町が1とし、令和6年5月30日付で覚書を締結いたしました。アリーナの利用割合の比率は、表のとおりとなっております。表の右下に県と矢巾町の比率を記載しておりますが、先ほど御説明いたしましたとおり、土曜日など学校が出場する大会が開催される場合など、学校優先とした利用とするため、割合を県2、町1としたものです。

イ、整備費用の負担についてですが、こちらも協定書に盛り込む予定です。負担の考え方については、体育館の整備に要する建築費と土地について、県と町が次のとおり負担することとし、これも試算であります。建築費については総額25億円を、県が19億3,000万円、町が5億7,000万円負担、土地については評価額4億円相当の土地を、無償貸付により町がこの体育館整備事業に提供することから、これを評価、勘案して、体育館の整備に要する事業費と土地、トータルで県2、町1の負担とするものでございます。

8ページをごらんください。ウ、土地の無償貸付についてですが、県が矢巾町からの土地の無償貸付契約締結に向け、今後必要な手続きを進めてまいります。

エ、光熱費の負担についてであります。こちらも協定書に盛り込む予定です。設計事務所の試算では、年間約1,500万円程度の光熱水費がかかることが見込まれており、県が2、矢巾町が1の割合で負担することとしております。

オ、施設管理形態及び費用であります。こちらも協定書に盛り込む予定としております。建物全体の管理は学校とし、地域開放の部分に関しては矢巾町が管理し、町が利用料を徴収する場合は町の収入といたします。

カ、修繕費についてですが、経年劣化等による修繕も必要となります。こちらも協定書に盛り込む予定でございます。費用負担については、県が2、矢巾町が1の割合で負担することとしております。

(7)、事故等が発生場合の責任についても協定書に盛り込む予定であり、先ほど説明し

た施設の管理形態に応じて学校、町それぞれが責任を負うことを基本といたします。建物の瑕疵による事故については、費用負担割合を踏まえつつ、協議の上、決定いたします。

(8)、建物の財産の持ち分についてであります。こちらも協定書に盛り込む予定です。県、矢巾町の財産、建物の持ち分を明確にするため、費用負担割合により県及び矢巾町の持ち分面積を算出し、協定書に明記いたします。

9 ページをごらんください。4、矢巾町議会での報告等についてですが、令和5年2月の全員協議会において、県と矢巾町の共創により体育館を整備することを説明しております。また、令和6年6月の町議会一般質問におきまして、新体育館の供用開始時期、利用形態、県が2、町が1とする費用負担等について答弁されております。

5、体育館の状況ですが、統合新設校では現有の不来方高校第1及び第2体育館のみでは、体育の授業や部活動場所を確保できないため、新たな施設が必要となるものです。現在の施設の面積に対して、統合校の体育館を新設した場合の面積を表にまとめております。現在別の場所に整備を進めております柔剣道場も合わせると7,329平方メートルの体育施設となります。

10 ページをごらんください。参考値として、体育の授業の時間数を表にしております。現在の県立盛岡南高等学校、県立不来方高等学校は第1、第2体育館で体育の授業が可能な状況であります。統合新設校では年間の体育の時間数が約108時間見込まれており、第1、第2体育館での授業可能時間最大90時間を上回るため、体育館が不足するものです。

参考2といたしまして、現状の盛岡南高校と不来方高校の体育館を使用する運動部の状況及び主な市町村立の体育館の規模等もお示ししております。

以上で説明を終わりにします。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○上原康樹委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 前回議論された課題については整理されたと思います。それで、県議会にはこの請負契約案件がかかっているのだけれども、今の経過を見ると矢巾町は、この整備費を負担するわけですね。矢巾町では、これはまだ議決されていないわけです。本当なら、もう入札は終わっているわけですから、同じ議会で議決をすると思います。そこは、なぜ同時にというようにならなかったのか。

○佐々木学校施設課長 今回建物を建設するに当たりまして、工事契約は県がすることとして今定例会に提案しておりますが、矢巾町が負担する費用につきましては、矢巾町が予算化する議案として提案をいたす予定としておりますので、時期につきましては、現在、矢巾町で協議していると聞いております。

○斉藤信委員 県議会に提案するわけだから。そして、3分の1は町が負担するという約束をしていて、県議会は議決するけれども、矢巾町議会は分からないというのはおかしいのではないのでしょうか。契約した後の財政支出はどのようになるのですか。

○佐々木学校施設課長 支出の方法といたしまして、今年度工事の出来高で令和6年度に支出する方法と、あとは残りを令和7年度に支出する方法ということが考えられますけ

れども、その時期をいつにするかにつきましても、今後矢巾町で協議するというように聞いております。

○**斉藤信委員** 議決するわけでしょう。入札は終わっているわけです。そうすると、正式契約になるわけです。だから、全額ではなくても、最初にまず工事費の負担は出てくるわけではないですか。その財政出動を聞いているのですよ。県が立て替えて、当座の分は払うということなのか。本来ならそれぞれ議決して、1対2で払っていくということになるのだと思うけれども、そこらはどうなるのですか。

○**佐々木学校施設課長** 先日、覚書で示したとおり、県が2、矢巾町が1の費用負担割合でそれぞれが負担するというようにしておりますので、工事の金額が最終段階で決まった後に、7年度にきちんとした額で精算することになります。その辺は協定書にしっかりと、それぞれの負担額を明記していきたいと考えております。

○**斉藤信委員** それは負担割合だから、そういうものを議決して、お互い議決してこれ臨まないかね。県議会が議決した後、矢巾町が後追いで負担割合を議決すると、財政は今年度分というのがあるわけです。この工事は今年度から工事が始まるわけでしょう。今年度分の負担はあるし、あとは来年度分ということになると思うけれども、財政出動が関わるわけだから、県が全部肩代わりして、後から2対1にするのですか。

○**佐々木学校施設課長** ことしの5月に先ほど申しました覚書を締結いたしました。今後矢巾町と協定を締結することにしておりますので、その協定書の中で具体的な金額をいつ支出するとか、そういったことを矢巾町と詰めていきたいと思っています。

○**西川高校改革課長** 県の財政出動の件ですけれども、まず町のほうの負担の2対1の覚書ということで、まず確実なものとしています。それで、県の負担の時期とかいろいろあるのですけれども、やはり県でもキャッシュフローがそんなにいいわけではありませんので、斉藤信委員がおっしゃるとおり、令和6年度、令和7年度、それぞれの出来高に応じて四半期ごとであったり、工事の出来高であったり、そういったものを見ながら、町から負担する時期とか金額とかを決めていくことで今検討しておりましたので、そのように御理解いただきたいと思います。

○**斉藤信委員** 結局前回はそういうことも曖昧なまま請負契約案件が出されました。本当ならば、もう、入札をやっているのだから、協定書を結んだ上で議決するはずなのです。本来なら、きちんと協定書まで結んで、こういう形でやりますよということで、議決しなくてはならない。厳密に言うと、今の段階は、矢巾町議会の同意がないわけです。私はきょうは賛成しますが、やはりきちんと準備して話し合っただけのものを決めて、そして今回の議案は出すべきだったと思います。教育長、どうですか。

○**佐藤教育長** 今、斉藤信委員から御指摘を頂戴しましたが、本年5月に2対1ということで町と県教育委員会で覚書を結んだということを踏まえて、しっかり子細に協定書に盛り込みますということを御説明申し上げましたので、今の負担金の支払時期も含めて、しっかり対応してまいりたいというように思います。

○**斉藤信委員** 今のはまず分かりました。それで、これは共創ということなので、土曜日の午後、日曜日は矢巾町が使用し、町民に開放するということです。今の第1体育館、第2体育館は、土曜日の午後、日曜日というのは、利用されていないのですか、されているのですか。

○**佐々木学校施設課長** 今の第1体育館、第2体育館は、学校の部活動で使用しております。

○**斉藤信委員** では、第1体育館、第2体育館は土曜日の午後も日曜日も、恐らく運動部がたくさんあると思うから、土曜日やるところと日曜日やるところがあると思います。だから、今回の新しい体育館はそうではなくても、大会が入らない限り、日曜日は基本的にはやらないと、こういうことでいいわけですね。

それともう一つ、説明書の7ページで負担割合について、県は19億3,000万円、町は5億7,000万円プラス4億円相当、合わせて9億7,000万円相当と書いています。これは苦肉の策なのだと思うのです。本当ならば土地を買い上げて割れば一番きれいな形になると思います。あくまでもこれは土地の評価額ですから。無償貸与というなら、ここにお金を出ないはずなのです。だから、ここは整合性がないと思います。この事業費の中でそれを評価するということになると無償貸与にならないのです。だから、その点でいけばかなり苦肉の策だと思います。無償貸与という言い方と、こういう4億円相当を負担割合に見込むということは矛盾があるのではないですか。

○**佐藤教育長** 前回も斉藤信委員から御指摘頂戴しているわけですが、まさに共創ということで、資金もそうですが、保有する財産も提供しながら、矢巾町に提供いただきながら、この体育館を一緒に造っていこうという中で、この土地は4億円相当ということですが、売り払おうと思えば十分に売払いが可能な土地でございますということを矢巾町からも確認しております。それをこの体育館建設のために無償で提供いただくということです。これについて我々としても評価した上で、出し出しでこの事業をするという観点から、2対1の基礎に入れさせていただいたというものでございます。

○**斉藤信委員** 無償提供というのだったら、ここに4億円相当というのは入らないといけないということを、私は言っているのです。これは、国語の問題です。

私は、無償提供、貸し付けと書かなければいいと思うのです。だから、4億円分で相当分は見ますよということです。あくまで矢巾町の善意で無償貸与といたら無償なのです。だから、ここの矛盾を解決するためには、貸与するというようにしたほうが正確ではないのかと思います。分かりますか。

○**佐藤教育長** 資料にもございますとおり、矢巾町の条例に基づき無償で貸し付けていただくということで手続を進めたいと思っています。別な用途に使おうと思えば使える土地を、この施設整備に提供いただく、体育館に提供いただくということです。矢巾町の条例に基づいて無償で県が貸与を受けるという形で事業をするという意味で、ここは整備費用等の負担ということで、先ほども申し上げたとおり、出し出しという表現がいいのかどう

か分かりませんが、そういう理念で共創を実現していきたいということでございます。

○**斉藤信委員** 無償貸与というように本気で言うのだったら、負担割合のところは4億円相当と入らないのです。それは負担分を見るわけだから事実上無償ではないわけです。だから、私は買い取りが一番きれいで分かりやすいのだと思います。でも、買い取りしないというのだったら、買い取りする立場で4億円と負担割合を決めているのです。そして、一方で無償貸与と言っている。ここが私は矛盾なのだと思います。無償貸与は無償なので、そこは整合性を持たせないで。そうではないですか。

○**菊池教育局長兼首席服務管理監** なかなかこちらにも上手には説明できないところはあるのですが、実際、町との協議の中で負担割合を決めるときに、キャッシュが伴わない土地については4億円相当のものを町としては現物で提供していただくということですが、事業費に足すかどうかと考えれば、事業費に4億円は足されておられません。その中で、土地を含めてトータルで今回体育館を建てる事業を考えたときに、町から評価額で4億円相当ある土地を出していただくということです。先ほども説明いたしましたが、総合的に勘案した上で、そこは町とそういう形での協議をさせていただいて、そういう形になったということです。実際に土地については後々賃借料を伴うとか、そういう状況ではありませんので、土地については無償で貸与を受けるという状況はそのとおりでございます。

○**斉藤信委員** 結局貸し付けですね。貸付料を4億円で見込むわけです。だから、私は、無償貸与ではないのだと思うのです。それはなぜかという、矢巾町が所有権を保有するからなのです。矢巾町は丸々所有権を持つのです。それを岩手県に貸し付けるということです。だから、貸付料の分について、厳密に計算してもいいし、それは大ざっぱに4億円と言ってもいいのだと思うのだけれども、実態として無償貸付ではないでしょうということに言っているのです。4億円相当を評価する、負担割合で評価するというのは、貸付料ではないですか。

○**佐藤教育長** 共創という事業を進める中で、県と矢巾町の間でこの土地はこの事業に提供しましょうと、ここに充てましょうという中で、これを売買ではなくて、県が購入するということではなくて、そういった意味で所有権は確かに残りますが、体育館が存する限り、この土地については貸していただくということでの建設が実現するというところでございますので、その点をやはり評価勘案するということは必要かと思います。それで合意できているというところでございます。御理解賜ればというように考えます。

○**斉藤信委員** 私が言っている矛盾は、無償貸付と言って4億円相当を負担割合に入れているわけです。だから、そうになったら無償貸付ではないでしょうということです。無償と書くから駄目なのです。貸し付けを受ける。それは、4億円相当だから負担割合に入れたとすれば整合性が取れるのです。その矛盾は分かるでしょう。無償貸付と言いながら、負担割合には4億円相当が出てくる。無償貸付だったら出てこないでしょう。だから、貸付を受けるというようにしたら、この4億円はどういう計算か分からないけれども、これは土地の評価額でしょう。それを見ましたというのであれば、まだ筋が通るけれども、無

償貸付といって4億円を負担割合に入れたらおかしいのではないですか。あなた方もこれは分かるでしょう。これは無償貸付というのは無償なのです。

○佐藤教育長 負担割合を算定する考え方の基礎に、考え方としてこういう御説明をしておりますが、実際にこの土地代は頂きませんので、町の条例に基づいて無償で貸付を受けるという手続を取りますので、そういった意味では我々とすれば無償貸付というように理解しております。

○斉藤信委員 だから、ここの整合性なのです。矢巾町の土地を無償で貸し付ける。それだけならいいのです。この負担割合というのは、総事業費に対する負担割合なのです。ところが、総事業費の負担割合の中に4億円入るわけです。その矛盾は解決しないのではないのかということなのです。

○佐藤教育長 すみません。重ね重ねで恐縮でございますが、矛盾ということではなくて、こういうことで負担割合を決めましょうということで合意したということです。これを2対1、この土地代を含めて算定の基礎にするということで2対1としたというものでございます。

○斉藤信委員 だから、負担割合には土地代が入っているのです、土地代が。だったら、無償ではないでしょうと私は言っているのです。その矛盾は残るのではないのでしょうか。無償貸付と言って、総事業費の中に4億円を見込んで、それが、では無償貸付になるのかということです。うまく解決する必要があるのではないですか。

○佐藤教育長 繰り返しになって大変恐縮であります。ここの負担の割合を算定する根拠としては、確かに4億円相当ということで入れさせていただいているというのは、まさにこの算式が示すとおりでございます。ただ、実態として我々は手続面では、矢巾町から無償貸付を受けるという手続を町の条例に基づいて取らせていただくということで整理しているものでございます。

○飯澤匡委員 これは、2対1の分を後から矢巾町も真水で出さなければならないのですね。その分は県として見れば4億円を土地の評価として見て差し上げたというか、そのようなところではないかと思うのですけれども、実際問題この費用に入れるという考え方は、多分、法的に突っ込んでいくとかなり難しい部分があるのではないかと思うのですけれども、無償貸付というのは町の条例上、そうでないと駄目だという、こういうことなのか。その点について伺います。協議の中でどういう話し合いがなされたのか、その辺を示してください。

○佐々木学校施設課長 今後、人事異動などで担当者が替わっていくということも想定されます。したがって、土地については無償貸付をし、契約書を結んで書類として残していくということです。そして、書類に残すという面から、建物については持ち分をそれぞれで算出して、協定書にそれぞれの持ち分を明記していくということで、こういった無償契約ということで協議したものでございます。

○西川高校改革課長 これまでも県立学校、例えば県立宮古商業高等学校のグラウンドと

か県立久慈高等学校長内校等で無償貸与の事例がありまして、そちらを参考にして、今回決めた経緯がございます。

○**斉藤信委員** その事例を言ってみてください。

○**西川高校改革課長** 県立宮古商業高等学校のグラウンド、それから県立久慈高等学校長内校の学校用地、県立遠野緑峰高等学校の実習用地、県立盛岡みたけ支援学校奥中山校の学校用地等があります。

○**斉藤信委員** 今、それはただ無償貸与されているのですか。

○**西川高校改革課長** はい、所有者はそれぞれの市町村なのですけれども、無償貸与をしています。それぞれの市町村の条例に基づき無償貸与という形で借りております。

○**上原康樹委員長** 発言は挙手をお願いします。

○**斉藤信委員** ごめんなさい。飯澤匡委員の発言中でした。

○**飯澤匡委員** いいですよ、疑問があったらタウンミーティング方式でどうぞ。

○**斉藤信委員** 無償貸与の実例があるということです。しかし、そういう無償貸与は事業費の中に入っていないでしょう。ただの無償貸与でしょう。そういうのはあるのですよ。だから、私は矢巾町が無償貸与と言うのだったら、これは事業費に入らないと思います。無償貸与と条例までつくってやったらおかしいと思うのです。ただ無償で借りているわけではないのです。事業費の中にちゃんと負担割合として入るのだから。だから、今までの例というのは全然参考にならない。今までのとおりやるのだったら、負担割合に入れるべきではないのです。ただの無償貸与、そういう例は私はあると思います。学校のために自治体や地元が無償で貸すということはあると思いますが、無償と言いながら4億円が事業費に入るのだから、そういう例はないでしょうと言っているのです。あなたの言うことを言ったら、ますます矛盾が起こるのです。

○**佐藤教育長** 整備費等の負担の割合を決める決め方として、町との間で土地代は見ましようということでこういう算式になっております。実際にここに建物を建てるということになれば、根拠なく県がそこに建物を建てるわけにはいきませんので、あくまで県は8ページにある矢巾町の財産に関する条例に基づいて、第4条第1項第1号に該当する事業に該当するということで、永年になるのか、自動更新の形になるのか、無償貸付の手続を取っていただくということを予定しております。

○**上原康樹委員長** 飯澤匡委員、先ほどお話が途中で遮られたように感じたのですが、ございますか。

○**飯澤匡委員** これ以上やると疑惑が深まるから。

○**上原康樹委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**上原康樹委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○**岩崎友一委員** 討論といいますか、意見として申し上げておきたいのですが、結論とし

では今回は生徒のこともありますので、賛成はいたしますけれども、私は素直なので、あまり勘ぐりたくはないのですが、いろいろ聞いていますと、何か最初に結論、答えがあって、そのためにどう計算式をつくるか、帳尻合わせをするかというようにつくられたようにどうしても勘ぐってしまうわけです。実際そうではないかもしれませんが、その辺はしっかりと議会に納得してもらえようようなことが必要なのだらうと思います。

特にこの共創という考え方で今後学校施設の整備が進んでいくとなると、これは恐らくモデルケースにもなりかねないと思います。そういった中で、さきの常任委員会でもそうではありますが、次にやる際には、覚書、協定書の内容であったり、締結の時期であったり、また二つの自治体が絡む場合の議会の議決のタイミングであったり、そういったものはしっかりと整理して臨まなければ、斉藤信委員はずっとこの委員会でしょうが、仮に我々委員が替わっても、多分、多くの委員がこれではなかなか納得できないと思います。そこは今後に向けてしっかりと整理していただきたいということだけは申し上げたいと思います。

○斉藤信委員 今、私が質疑したように、いろいろなところは詰めていただいた。逆にいけば、こういう詰めなしに今度の契約案件が出たということは、本当に重大な問題です。共創という新しい取り組みで矢巾町と一緒にやるというときに、今日はかなり整理されたと思います。

ただ、私がこの7ページのところで指摘したように、無償貸付によるというのと、負担割合で4億円相当というふうに評価することは、矛盾だと思います。だから、4億円相当というのは、買えばいいのです。なぜ矛盾が起きるかという、所有権がかかるからなのです。これは4億円相当で買った場合だったらこれでいいのです。そうではなくて、所有権は矢巾町のものなのです。無償貸付にするというのだったら、本来外すべきなのだと思います。私は、無償を外したらいいのではないかと思います。貸付料をここで見ましたというようにすると、基本的には矛盾が解決されるのではないかと思います。それは私の意見です。意見をつけて、無理やり賛成します。

○上原康樹委員長 疑問が提示され、そして今後の改善が提示されておりますけれども、これは採決ということによろしいですか。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ほかになければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

これをもって教育委員会関係の審査を終わります。

教育委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

次に、さきの当委員会において継続審査といたしました請願受理番号第 35 号盛岡一高バレーボール部に関わる調査検証委員会設置についての請願につきましては、さきの当委員会において請願者から直接話を聞くため、参考人として出席を求めているかどうかの御意見がありました。その取り扱いについて御意見はありませんか。

○岩崎友一委員 休憩を。

○上原康樹委員長 休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○上原康樹委員長 では、再開いたします。

請願者に参考人として出席を求め、意見を聞くことについては、次回の当委員会において引き続き御意見を伺うことといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。